

快適トイレの設置に関する特記仕様書（受注者希望型）

（適用）

第1条 本工事は、受注者が希望し、受発注者間の協議が整った場合に、工事現場に男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）を設置することができる。

（快適トイレの仕様）

第2条 工事現場に設置する快適トイレについては、以下の（1）～（11）の仕様を満たすものでなければならない。また、（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （1）洋式（洋風）便座
- （2）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （3）臭い逆流防止機能
- （4）容易に開かない施錠機能
- （5）照明設備
- （6）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （7）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （8）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （9）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （10）鏡と手洗器
- （11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （12）室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- （13）擬音装置（機能を含む）
- （14）着替え台
- （15）臭気対策機能の多重化
- （16）室内温度の調整が可能な設備
- （17）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（快適トイレの設置）

第3条 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、規格、設置期間及び設置基数等の詳細について、あらかじめ監督員と協議しなければならない。

2 受注者は、第1項の協議の際に、設置する快適トイレが前条の内容を満たすものであることを示す書類を提出しなければならない。

(費用の計上)

第4条 快適トイレの設置等に係る費用については、第2条で定める快適トイレの仕様(1)～(11)として、共通仮設費(率分)に含まれる従来品相当額との差額を57,000円/基・月を上限に計上し、設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。なお、ハウス型については、入口が別になっている場合に限り、入口毎に57,000円/基・月を上限に計上可能とする。

2 運搬・設置・撤去費は共通仮設費の率分に含んでいる。

3 快適トイレを設置する場合は設計変更の対象とし、実際に要する費用(積算上の差額)を確認の上、設計変更の対象とする。

(実績の確認)

第5条 受注者は、監督員から請求があった場合は、快適トイレに関する支出実態の分かる資料を監督員に提示しなければならない。

2 受注者は、施工期間中に少なくとも1回、使用する快適トイレの設置状況が確認できる写真を撮影し、工事完成時に工事完成図書に含めて監督員に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。